

農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金のお知らせ

申請期限：令和7年9月30日まで

世界的な穀物需要の増加や国際情勢の影響により農業資材が高騰し、農業経営に深刻な影響を及ぼしていることから、農業者の事業継続を支援するため補助金を交付します。

補助金の対象経費及び補助金の額

【補助金の対象となる経費】

補助金の交付対象となる経費は、令和6年に農業を営むために要した以下の経費が対象となります。

①肥料費 ②飼料費 ③諸材料費 ④動力光熱費 ⑤燃料代

【補助金の額】

上記①から⑤の合計額の10%（千円未満切り捨て）
補助上限額30万円

補助金の交付対象者

以下の項目をすべて満たす個人、又は法人の農業者が対象となります。

- 令和6年1月1日から引き続き本市に居住されている個人、又は本市に主たる事業所を有する法人の農業者
- 令和6年1月1日から農業を主たる生業として事業収入を得ており、今後も事業を継続する個人、又は法人の農業者
- 令和6年に農畜産物の販売収入が100万円以上の個人、又は法人の農業者
- 市税等の滞納がない個人、又は法人の農業者
- 反社会的勢力者との関わりがない個人、又は法人の農業者

裏面へ続く

【個人・法人共通】

- ①交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- ②補助金額算出表（様式2号）
- ③市税及び上下水道料金の未納がない証明
- ④暴力団排除条例に係る誓約書（様式3号）

【個人】

- ⑤住民票又は身分証明書※1の写し
- ⑥令和6年分収支内訳書（農業所得用）又は令和6年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し

【法人】

- ⑤登記事項証明書※2の写し
- ⑥直近の決算報告書の写し

※1 令和6年度に本補助金を申請した人で、住所に変更がない人は、住所が記載されている身分証明書の写しでの申請が可能です。

※2 令和6年度に本補助金を申請した法人で、事業所の住所に変更がない法人は、令和6年度に申請した登記事項証明書の写しでの申請が可能です。

オンライン申請はじめました

※事前に必要書類をご準備ください

申請期限

令和7年9月30日（火）まで

申請窓口及び問い合わせ先

上天草市農林課農業振興係 ☎0964-26-5516

※申請書類等の様式は、上天草市役所農林課窓口でお受け取りいただくか、上天草市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

また、令和7年度からは、WEB申請（申請手続きのみ）も可能となりました。

